

「輸出国における栽培地検査を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」(平成10年3月30日付け10農産第2122号 農産園芸局長通達)一部新旧対照表

下線部は改正箇所

改正後	現行
<p>(目的及び定義)</p> <p>第1        　　〔略〕        　　4</p> <p>5 次の植物は前項の野生しているものと同等物とみなすものとする。        　(1)規則別表1の1項から4項に掲げる生植物の地下部であって、同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供する少量のもの。        　(2)規則別表1の5項から10項に掲げる種子であって、同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。</p> <p>6        　　〔略〕        　　7</p> <p>8 規則別表1の1項から4項に掲げる植物であって、パーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、パーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、栽培地検査要求植物に該当する。        　　ただし、二国間協議等により別途定めるものを除くものとする。</p> <p>9 規則別表1の1項から4項に掲げる植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、同表の1項から4項に掲げる検疫有害動物が付着しない状態で輸入される植物は、栽培地検査要求植物に該当しないものとする。</p> <p>(輸出国植物検疫機関に対する要求事項)</p> <p>第2 〔略〕</p> <p>(栽培地検査の証明)</p> <p>第3 〔略〕</p> <p>(追記の確認)</p> <p>第4 〔略〕</p>	<p>(目的及び定義)</p> <p>第1        　　〔略〕        　　4</p> <p>5 次の植物は前項の野生しているものと同等物とみなすものとする。        　(1)規則別表1の1項から3項に掲げる生植物の地下部であって、同表同項に掲げるもののほか、食用、地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供 塊根等であって、する少量のもの。        　(2)規則別表1の4項から9項に掲げる種子であって、同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。</p> <p>6        　　〔略〕        　　7</p> <p>8 規則別表1の1項から3項に掲げる植物であって、パーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、パーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、栽培地検査要求植物に該当する。        　　ただし、二国間協議等により別途定めるものを除くものとする。</p> <p>9 規則別表1の1項から3項に掲げる植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、同表の1項から3項に掲げる検疫有害動物が付着しない状態で輸入される植物は、栽培地検査要求植物に該当しないものとする。</p> <p>(輸出国植物検疫機関に対する要求事項)</p> <p>第2 〔略〕</p> <p>(栽培地検査の証明)</p> <p>第3 〔略〕</p> <p>(追記の確認)</p> <p>第4 〔略〕</p>

改正後	現行
<p>( 追記不備の措置 )</p> <p>第 5 植物防疫官は、第 4 の結果、第 3 の追記がなされていないと認めた場合には、自らこれを廃棄（焼却等の措置をいい、積戻しを含む。以下同じ。）し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。</p> <p>ただし、当該植物が規則別表 1 の 1 項から 4 項に掲げる植物に該当するときであって、輸入者から当該植物の地下部を除去して地上部を輸入したい旨の申出があり、次の各号すべてを満たすときに限り、輸入検査を実施した後にその地下部の除去を認めることができる。</p> <p>( 1 )</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>( 3 )</p> <p>2 植物防疫官は、第 4 の確認の結果、第 3 の追記がなされていないと認めた場合であって、規則別表 1 の <u>5 項から 10 項</u>に掲げる植物については、輸入後の用途変更を認めないものとする。</p> <p>( 輸入検査及び措置 )</p> <p>第 6</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>2</p> <p>3 植物防疫官は、輸入検査の結果、栽培地検査対象有害動植物の付着を認めた場合は、自ら当該植物を廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。ただし、規則別表 1 の 1 項から <u>4 項</u>に掲げる栽培地検査対象検疫有害動物が認められた場合は、第 5 の 1 項のただし書きを準用することができる。</p> <p>( 輸入禁止 )</p> <p>第 7 〔略〕</p> <p>( 植物検疫に関する政府機関を有しない国から輸出される栽培地検査が必要な植物 )</p> <p>第 8 規則別表 1 に掲げる地域のうち植物検疫に係る政府機関を有しない国から輸出される栽培地検査要求植物は、当該地域における栽培地検査が実施されないため、輸入を認めないものとする。ただし、規則別表 1 の 1 項から <u>4 項</u>に掲げる植物であって、輸入者から当該植物の地下部を除去して輸入したい旨の申出があった場合には、第 5 の 1 項のただし書きを準用する。</p>	<p>( 追記不備の措置 )</p> <p>第 5 植物防疫官は、第 4 の結果、第 3 の追記がなされていないと認めた場合には、自らこれを廃棄（焼却等の措置をいい、積戻しを含む。以下同じ。）し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。</p> <p>ただし、当該植物が規則別表 1 の 1 項から <u>3 項</u>に掲げる植物に該当するときであって、輸入者から当該植物の地下部を除去して地上部を輸入したい旨の申出があり、次の各号すべてを満たすときに限り、輸入検査を実施した後にその地下部の除去を認めることができる。</p> <p>( 1 )</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>( 3 )</p> <p>2 植物防疫官は、第 4 の確認の結果、第 3 の追記がなされていないと認めた場合であって、規則別表 1 の <u>4 項から 9 項</u>に掲げる植物については、輸入後の用途変更を認めないものとする。</p> <p>( 輸入検査及び措置 )</p> <p>第 6</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>2</p> <p>3 植物防疫官は、輸入検査の結果、栽培地検査対象有害動植物の付着を認めた場合は、自ら当該植物を廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。ただし、規則別表 1 の 1 項から <u>3 項</u>に掲げる栽培地検査対象検疫有害動物が認められた場合は、第 5 の 1 項のただし書きを準用することができる。</p> <p>( 輸入禁止 )</p> <p>第 7 〔略〕</p> <p>( 植物検疫に関する政府機関を有しない国から輸出される栽培地検査が必要な植物 )</p> <p>第 8 規則別表 1 に掲げる地域のうち植物検疫に係る政府機関を有しない国から輸出される栽培地検査要求植物は、当該地域における栽培地検査が実施されないため、輸入を認めないものとする。ただし、規則別表 1 の 1 項から <u>3 項</u>に掲げる植物であって、輸入者から当該植物の地下部を除去して輸入したい旨の申出があった場合には、第 5 の 1 項のただし書きを準用する。</p>

改正後

現行

別記（第2関係）

別記（第2関係）

輸出国への栽培地検査等の要求事項

輸出国への栽培地検査等の要求事項

検疫対象有害動植物	要 求 事 項
1 コロンビアネコブセンチュウ	〔略〕
2 テンサイシストセンチュウ	
3 ニセネコブセンチュウ	
4 バナナネモグリセンチュウ	
5 えんどう萎ちょう病菌	〔略〕
6 いんげんまめ萎ちょう病菌	〔略〕
7 すいか果実汚斑細菌病菌	〔略〕
8 とうもろこし萎ちょう細菌病菌	〔略〕
9 とうもろこし葉枯細菌病菌	〔略〕
10 ソラマメステインウイルス及びソラマメトゥルーモザイクウイルス	〔略〕

検疫対象有害動植物	要 求 事 項
	〔略〕
1 テンサイシストセンチュウ	
2 ニセネコブセンチュウ	
3 バナナネモグリセンチュウ	
4 えんどう萎ちょう病菌	〔略〕
5 いんげんまめ萎ちょう病菌	〔略〕
6 すいか果実汚斑細菌病菌	〔略〕
7 とうもろこし萎ちょう細菌病菌	〔略〕
8 とうもろこし葉枯細菌病菌	〔略〕
9 ソラマメステインウイルス及びソラマメトゥルーモザイクウイルス	〔略〕